

樞密院會議筆記

一馬政局官制
奏任文官特別任用令改正ノ件

出席員

平沼議長

荒井副議長

大臣

廣田內閣總理大臣
五番

永野海軍大臣
六番

寺内陸軍大臣
七番

林 司法大臣 八番

前田鐵道大臣 十番

潮 内務大臣 十一番

島田農林大臣 十二番

賴母木遞信大臣 十三番

永田拓務大臣 十四番

平生文部大臣 十五番

小川商工大臣 十六番

顧問官

黒田顧問官 廿一番

櫻井顧問官 廿二番

河合顧問官 廿三番

鈴木(實業)顧問官 廿五番

石井顧問官 廿六番

有馬顧問官 廿七番

原 顧問官 廿八番

窪田顧問官 廿九番

栗野顧問官 三十番

元田顧問官 卅一番

鈴木(六莊)顧問官 卅二番

石塚顧問官 卅三番

坂本顧問官 卅四番

石渡顧問官 卅五番

清水顧問官 卅六番

藤澤顧問官 卅七番

林 顧問官 卅八番

上山顧問官 卅九番

關席員

皇族

雍仁親王 一番

宣仁親王 二番

崇仁親王 三番

載仁親王 四番

大臣

馬場大藏大臣 九番

有田外務大臣 十七番

顧問官

金子顧問官 十九番

石黒顧問官 二十番

石原顧問官 廿四番

委員

次田法制局長官

森山法制局參事官

吉田陸軍騎兵大佐

長瀬農林次官

田淵農林省畜産局長

伊藤農林書記官

佐々田農林技師

以上各件ニ付

報告員

河合審査委員長

各件ニ付

書記官長

村上書記官長

書記官

堀江書記官

武藤書記官

議長(平沼)

之ヨリ會議ヲ開ク

馬政局官制

奏任文官特別任用令中改正ノ件

以上二件ヲ一括シテ議題ニ供ス第一讀會ヲ

開キ朗讀ヲ省略シテ審査委員長ノ報告ヲ求

ム

報告員(河合)

馬政局官制及奏任文官特別任用

令中改正ノ件ニ關シ本官等審査委員ヲ命ゼ

ラレ去ル六月二十四日委員會ヲ開キテ國務

大臣及關係諸官ノ説明ヲ聽キ以テ之ガ審議

ヲ遂ゲタリ
當局ノ説明ニ依レバ明治三十九年度以降三十箇年ニ亙レル馬政第一次計畫ハ各般ノ施設ヲ實行シ本邦產馬ノ改良ニ於テ略々豫期ノ成績ヲ收メ昨昭和十年度ヲ以テ終了セリ然ルニ方今内外ノ情勢ニ照シ更ニ各般ノ施設ヲ續行シテ益々本邦產馬ノ改良ヲ促進スルコト產業上竝ニ國防上緊切ノ必要ニ屬スルニ由リ當局ニ於テハ最近數年ヲ費シテ慎重ナル調査ヲ遂ゲ客年馬政調査會ノ審議ヲ

經テ馬政第二次計畫ヲ決定シタリ此ノ計畫ハ第一次計畫ヲ承繼シ今昭和十一年度以降三十箇年ヲ以テ其ノ期間トシ國防上必要ナル有能馬ノ充實ヲ目標トシ產業上ノ基礎ニ立チ經濟ノ實狀ニ即シテ適切ナル保護獎勵ヲ行ヒ以テ馬產ノ經營ヲ安定セシメ馬匹ノ資源ヲ涵養充足セシメントスルモノニシテ其ノ計畫ノ下ニ施設スベキ事項ハ頗ル廣汎ニ亙リ且朝鮮臺灣及樺太ノ馬產ト協調シ更ニ滿洲國馬產ト連繫シテ我が内地ノ馬產ヲ

助長スルノ要アリテ其ノ事務ハ從前ニ比シ
一段ノ複雑ヲ加フベキコト明ナリ翻テ馬政
ニ關スル事務ヲ管掌スル官廳ノ沿革ヲ見ル
ニ初メ明治三十九年六月内閣總理大臣ノ管
理ノ下ニ馬政局ヲ置キテ該事務ヲ掌ラシメ
明治四十三年六月同局ヲ陸軍大臣ノ管理ニ
移シ大正十二年四月同局ヲ廢スルト同時ニ
農商務省ニ畜産局ヲ置キテ馬政ニ關スル事
務ヲモ掌ラシムルコトトシ以テ現在ニ到レ
リ當局ニ於テハ今ヤ馬政第二次計畫ヲ樹立

シテ各般ノ施設ヲ實行セントスルニ伴ヒ其
ノ計畫ノ遂行ニ遺憾ナキヲ期セザルベカラ
ザルヲ顧念シ且馬政主管ノ特別官廳ヲ設置
スベキ旨ノ民間多年ノ要望ヲ斟酌シ此ノ際
該事務ヲ管掌スル官廳ヲ特設シ其ノ組織及
權限ヲ擴充スルノ必要ヲ認メ茲ニ農林省ノ
外局タル馬政局ヲ設置シ且其ノ一職員ニ付
特別任用ノ途ヲ設クル爲メ本案二件ノ勅令
案ヲ立テタルモノナリ
本案二件ノ勅令案ノ要旨ハ左ノ如シ

第一 馬政局官制

(一)馬政局ハ農林大臣ノ管理ニ屬シ馬ノ改良増殖其ノ他馬政ニ關スル事務衛生保險及畜産組合ニ關スル事務ヲ除ク及牧野ニ關スル事務並ニ軍用適格馬ノ資格判定及軍馬資源ノ調査ニ關スル事務ヲ掌ルモノトス茲ニ掲ゲテ馬政局ノ所掌トスル馬政及牧野ニ關スル事務ハ從前農林省畜産局ノ所掌ニ屬シ軍馬資源ノ調査ニ關スル事務ハ軍馬補充部ノ所掌

ニ屬シタルモノナリ而シテ右馬政ニ關スル事務中馬匹ノ衛生保險及畜産組合ニ關スル事務ハ他ノ家畜ニ關スルモノト區分スルコト適當ナラザルガ故ニ仍之ヲ農林省畜産局ノ所掌ニ屬セシムルナリ

(二)馬政局ニ長官勅任ノ次長一人奏任ノ事務官專任二人理事官專任一人及技師專任五人並ニ判任ノ屬及技手各若干人ヲ置キ別ニ事務官四人ヲ置キ農林大臣ノ

奏請ニ依リ陸軍佐尉官中ヨリ内閣ニ於
テ之ヲ補シ又別ニ農林大臣ノ奏請ニ依
リ關係各廳高等官中ヨリ内閣ニ於テ事
務官ヲ命ズルコトヲ得ルモノトス其ノ
他參與ヲ置キ農林大臣ノ奏請ニ依リ關
係各廳勅任官中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命
ジ局務ニ參與セシムルモノトス

(三)長官ハ農林次官ヲ以テ之ニ充テ農林大
臣ノ指揮監督ヲ承ケ局務ヲ統理シ部下
ノ職員ヲ指揮監督シ軍馬ニ關スル事務

ニ付テハ特ニ陸軍大臣ノ指揮監督ヲ承
クルモノトシ次長ハ長官ヲ佐ケ局務ヲ
掌理シ事務官、理事官及技師ハ上官ノ命
ヲ承ケテ局務ヲ分掌シ又ハ技術ヲ掌リ
屬及技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケテ庶務又
ハ技術ニ従事スルモノトス

(四)現役ノ陸軍佐尉官ニシテ事務官ニ專補
セラレタル者ハ陸軍ノ定員外トシ在職
者ニ關スル規定ヲ適用シ其ノ俸給其ノ
他ノ諸給與ハ馬政局費ヨリ之ヲ支辨ス

ルモノトス

第二 奏任文官特別任用令中改正ノ件

前陳ノ馬政局官制ニ依ル同局職員中理事官ハ其ノ地位及職任ニ考ヘ且類似ノ先例ニ徴シ其ノ任用ヲ普通任用ノ資格アル者ノミニ限定スベカラザル事由アルニ由リ之ヲ奏任文官特別任用令列記ノ諸官中ニ追加シ該官ハ同令所定ノ官歴アル者ヨリ高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得ルモノトセントス

按ズルニ本案二件ハ馬政第一次計畫ノ實施ヲ終リ今ヤ同第二次計畫ノ實施ニ移ラントスルニ當リ其ノ事務ガ産業上並ニ國防上重要ノ意義ヲ有スルモノナルニ鑑ミ之ヲ主管スル中央ノ行政機構ヲ整備スルノ趣意ヲ以テ從前農林省畜産局ニ於テ管掌セル馬ニ關スル事務ニ軍馬ニ關スル事務ヲ併セ之ガ爲メ農林大臣ノ管理ニ屬スル馬政局ヲ新設シ且其ノ一職員ニ付特別任用ノ規定ヲ設ケントスルモノニシテ其ノ主旨ニ於テ之ヲ妥當

トスベク唯農林省ノ外局タル馬政局ヲシテ
其ノ所掌事務ノ一部タル軍馬ニ關スル事務
ニ付陸軍大臣ノ指揮監督ヲ承ケシムルハ稍
々異例ナリト雖國防充實ノ見地ヨリ看テ已
ムヲ得ザル所ト爲スノ外ナク其ノ條項ニ於
テモ亦別ニ指摘スベキ廉ヲ認メズ此ノ新機
構ノ運用宜シキヲ得バ當該事務ノ成績見ル
ベキモノアルベシ仍テ審査委員會ニ於テハ
本案二件ハ總テ原案ノ儘可決セラレ然ルベ
キ旨全會一致ヲ以テ議決シタリ

右審査ノ結果ヲ報告ス

卅四番 (坂本)

馬政局ノ沿革ヲ顧レバ何レノ時

代ニ於テモ馬産ノ爲メ非常ニ盡力サレタリ
而シテ該局ガ内閣又ハ陸軍省ニ屬シタル際
ニ於テハ馬産事務ノ爲メニ他ノ畜産ニ關ス
ル事務ハ殆ド壓倒セラレ馬産ノ重視セラ
ルニ從ヒ牛ハ益々輕視セラルルノ觀アリ地
方ノ畜産共進會等ニ於テモ馬ハ非常ニ立派
ナル賞ヲ飾テ時メケルニ反シ牛ハ褒賞モ輕
ク物淋シサヲ感ゼシムル有様ナリキ今次ノ

馬政局ハ所屬ハ以前ト異ナルモ矢張陸軍省
ノ關係アリテ勢力アルベシ當局ニ於テハ此
ノ點ニ關シ如何ナル所見ヲ有セラルルヤ同
ヒタシ

十二番^(島田)

唯今ノ御質問ニ答フベシ馬ノ關
係ニ付テハ御承知ノ如ク國防ノ見地ヨリ馬
格ヲ改良シ軍馬ノ資源ヲ涵養スルコト肝要
ナルガ其ノ馬匹ノ養育ハ之ヲ農家ニ委ヌル
ノ外ナシ即チ約百五十萬頭ノ馬ヲ養育セシ
メ其ノ中ヨリ軍馬ニ適スルモノ若干ヲ買上

グルモノニシテ陸軍ヨリ註文ヲ受ケ澤山ノ
馬ヲ養フコトニ付テハ内閣直屬ノ時ト陸軍
省所屬ノ時ト農商務省所屬ノ時トニ依リテ
異ラズ今次ノ馬政計畫ハ一方國防上ノ必要
ニ應ゼシムルト共ニ他方農家ノ經濟ニ重キ
ヲ置キ斯ノ如キ制度ヲ設クルモノナリ此ノ
方針ニ依レバ馬匹ニ付兵農兩全ヲ得ルコト
難カラザルベシト考フルナリ畜産局ニ屬ス
ル牛其ノ他ノ家畜ニ關スル事務ニ付テハ純
然タル農業經濟ノ立場ヨリ之ヲ處理シ坂本

顧問官ノ述ベラレタルが如キ心配ナキ様ニ
致シタシト考フ

卅四番(坂本) 馬匹ニ關スル事務ノ一部ハ尚畜
産局ニ殘ル様ナルが何故其ノ全部ヲ馬政局
ニ移管セシメザルヤ其ノ理由ヲ承知シタシ
十二番(島田) 馬ノ衛生、保險ニ關スル事務ハ他
ノ家畜ノ其レト共通スルモノナルニ由リ從
來通り畜産局ニ於テ之ヲ掌理セシムルヲ實
際上適當ナリト認メタルニ由ルモノニシテ
他意アルニ非ズ

議長(平沼) 他ニ御發言ナキ故第二讀會以下ヲ
省略シテ直ニ採決スベシ本案賛成ノ各位ノ
起立ヲ請フ

(全員起立)

議長(平沼) 全會一致可決セラレタリ
本日ハ之ニテ閉會ス
聖上入御

(午前十時三十五分閉會)

議長男爵中沼麒一郎

書記官長村上恭一

書記官

江幸雄

武藤盛雄

勅令第 號

馬政局官制

第一條 馬政局ハ農林大臣ノ管理ニ屬
シ馬ノ改良増殖其ノ他馬政ニ關スル
事務(衛生、保險及畜産組合ニ關スル事
務ヲ除ク)及牧野ニ關スル事務ヲ掌シ
馬政局ハ前項ノ外軍用適格馬ノ資格

判定及軍馬資源ノ調査ニ關スル事務

ヲ掌ル

第二條 馬政局ニ左ノ職員ヲ置ク

長官

次長

一人

勅任

事務官

專任二人

奏任

理事官

專任一人

奏任

技師

專任五人

奏任

屬

專任十一人

判任

技手

專任九人

判任

第三條 前條ノ事務官ノ外事務官四人

ヲ置ク農林大臣ノ奏請ニ依リ陸軍佐

尉官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ニ補ス

第四條 前二條ノ職員ノ外農林大臣ノ

奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ
內閣ニ於テ事務官ヲ命ズルコトヲ得
第五條 馬政局ニ參與ヲ置キ局務ニ參
與セシム

參與ハ農林大臣ノ奏請ニ依リ關係各
廳勅任官ノ中ヨリ內閣ニ於テ之ヲ命
ズ

第六條 長官ハ農林次官ヲ以テ之ニ充
ツ

長官ハ農林大臣ノ指揮監督ヲ承ケ局
務ヲ統理シ部下ノ職員ヲ指揮監督ス
但シ第一條第二項ノ事務ニ付テハ陸
軍大臣ノ指揮監督ヲ承ク

第七條 次長ハ長官ヲ佐ケ局務ヲ掌理

ス

第八條 事務官及理事官ハ上官ノ命ヲ承ケ局務ヲ分掌ス

第九條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第十一條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

第十二條 現役ノ陸軍佐尉官ニシテ第三條ノ規定ニ依リ事務官ニ専補セラレタル者ハ陸軍ノ定員外トシ在職者ニ關スル規定ヲ適用ス

第三條ノ規定ニ依リ事務官ニ専補セ

ラレタル者ノ俸給其ノ他ノ諸給與ハ
馬政局費ヨリ之ヲ支辨ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第 號

奏任文官特別任用令中左ノ通改正ス

「産業組合事務官」次ニ「馬政局理事官」ヲ
加フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス